

**第1種・第2種電気主任技術者試験における
一次試験免除期間及び一次試験合格科目の免除期間延長について
(令和6年 能登半島地震対応)**

標記の件につきまして、経済産業省から電気主任技術者試験に係る試験科目等の免除期間の延長の告示が行われました。(令和6年3月29日付、経済産業省告示第51号)

下記の対象となる方に対し、申請により下表のとおり一次試験免除期間及び一次試験合格科目の免除期間の延長措置を実施いたします。

【対象となる方 (①かつ②に該当する方、または①かつ③に該当する方)】

- ①令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法適用地区(新潟県、富山県、石川県及び福井県の一部市町村※)に住所のある方
※対象地域(災害救助法適用地区)の詳細は、[内閣府ホームページ](#)をご確認ください。
- ②令和4年度並びに令和5年度における一次試験合格者(二次試験合格者を除く)
- ③令和3年度、令和4年度並びに令和5年度における一次試験の科目合格者

※対象となる方は①かつ②に該当する方

有資格者区分	免除対象試験		免除の期間
一次試験合格者	一次試験	令和4年度 一次合格	令和6年度 試験まで有効
		令和5年度 一次合格	令和7年度 試験まで有効

※対象となる方は①かつ③に該当する方

有資格者区分	免除対象試験		免除の期間
科目合格者	一次試験 (合格科目)	令和3年度 合格の科目	令和6年度 試験まで有効
		令和4年度 合格の科目	令和7年度 試験まで有効
		令和5年度 合格の科目	令和8年度 試験まで有効

申請手続き：措置を希望される方は、(別紙)「延長措置申請書」を**令和6年4月30日(火)**(**必着**)まで下記の送付先まで配達記録が残る方法で郵送願います。

申請書審査：提出頂いた申請書を精査後下記の対応となります。

延長措置が講じられる方には、「延長措置通知書」を、延長措置が講じられない方には、その旨を5月末までに試験申込みにおける登録メールアドレス宛てに通知します。

【問合せ先・送付先】

電気技術者試験センター 令和6年度 電験1・2種免除延長(能登半島地震)係
〒104-8584
東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM 東八重洲ビル8階
電話 03-3552-7691 (平日 9:00~17:15 ※年末年始を除く)

(別紙)

令和 年 月 日

一般財団法人 電気技術者試験センター 殿

延長措置申請書（1種・2種）

私は、令和6年能登半島地震に伴う災害により、以下の延長措置を申請いたします。

<次のいずれか1項目を丸で囲んでください。>

1. 一次試験合格の免除期間延長（一次試験免除者）

2. 一次試験合格科目の免除期間延長（科目合格者）

〒

住 所 _____

※住所を示す書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付願います。

フリガナ

氏 名 _____

生年月日(西暦) _____年 _____月 _____日

電話番号 _____

(日中ご連絡がとれる番号)

メールアドレス(確認用) _____@_____